

提出いただいた御意見と当省の考え方

提出いただいた御意見	御意見に対する考え方
<p>もともとは調査に回答した者の情報なのだから、匿名データの提供について、調査の対象者向けの広報の充実を併せて措置すべきではないか。</p> <p>例えば、調査票を配付される際の説明に、匿名データの提供があり得ること、詳しくは何を見ればわかるかを明記することとするなどである。</p> <p>また、調査票情報の二次利用や調査票情報の提供についても同様である。</p> <p>現在見かける、統計の目的以外に使われることはありませんといった程度の説明では、依頼されているその調査の統計結果を出すためだけだと思ってしまうこともあるのではないか。</p>	<p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）などに基づき、各府省は毎年度、匿名データの提供制度の対象とする統計調査を各府省のホームページ等で広めることになっております。</p> <p>また、総務省統計局・政策統括官・統計研修所のホームページでも、同様の制度上の照会を行っているところです。</p> <p>http://www.stat.go.jp/index/seido/2jiriyou.htm</p> <p>いずれにしましても、頂戴したご意見等を踏まえ、より制度が理解されるよう努力していきたいと考えております。</p>